



議会白書 2013

北海道河東郡鹿追町議会

住民意思に基づくまちづくりを目指して

鹿追町議会議長 埴 樹 賢 治

鹿追町議会の活動の現状と、これから先の議会のあり方等を示す「年次報告書」の発刊にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本書の作成にあたっては、地方分権時代に対応した、町民目線で簡潔に分かりやすく、理解しやすい報告の内容が肝要と考えました。さらに議会の基本的な思考では、「実績評価と反省」に立って「何を成し遂げられ・何が出来なかったか」を、検証する事が最も重要であります。

先般、平成24年度全国町村議会の全国最高位の特別表彰受賞に輝きましたが、その要因には、我が町の取り組みにあります。特に「まちなか会議」における住民への直接対話が評価に繋がっています。更には、議会改革に挑戦するにあたり、町理事者の理解を頂き環境が整ったことが総合評価へ繋がったと思います。

今後の活性化に向け時代に添ったテーマとして、「政治論理規定の是非」「本議会の更なる活性化」「次代への議員を目指す処遇の改善等」が検討・研究の課題です。

また、第三者審議会委員には、町民目線として意見を求めているなど、議会改革は町民と共にある事を意識しています。

結びにあたり、今後、情報の共有化と広聴活動の充実を図り「住民と共に考え・共に歩み」さらに独自の発想を基本に輝きあるまちづくりを目指すことを誓い、今日に至って、ご尽力を頂いた関係者皆様方に、心から感謝とお礼を申し上げ発刊のことほど致します。

編纂にあたり

この議会白書は次の事をポイントに編纂しました。

1. 議会を理解していただきたい
2. 議会の仕事とは
3. 議会は何を目指しているか
4. 「住民の課題は町の課題」
議会はどのように課題発掘をしているか
5. 地域課題を政策に反映させる議会の取り組み
6. 住民の幸福感にいかにつながっているか

初めての取り組みですので、今後さらに進化させて行きたいと考えています。

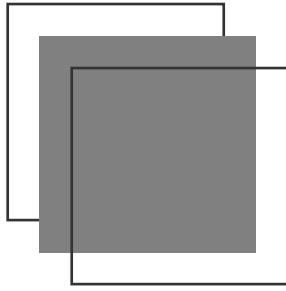
平成25年6月21日

鹿追町議会白書編纂委員

狩	野	正	雄
安	藤	幹	夫
上	嶋	和	志
加	納		茂

目 次

■ 議会改革のあゆみ	1
■ やさしく知りたい議会	6
■ 委員会活動	
総務文教常任委員会	9
産業厚生常任委員会	13
広報広聴常任委員会	19
議会運営委員会	25
■ 所管事務調査	
総務文教常任委員会	26
産業厚生常任委員会	30
瓜萁バイオガスプラント調査等特別委員会	38
■ 政務活動費	41
■ 第三者審議会	42
■ もっと知りたい南追町議会	45
■ 一般質問	52



議会改革のあゆみ

第38回町村議会議員・副議長研修会 資料を編集

鹿追町は、北海道十勝の北西部にある町です。町名の由来は、アイヌ語の「クテクウシ」鹿を狩るための柵がある土地。これが町の名の由来です。

この地域は牧畜農耕に適した土地です。鹿追町の北部は大雪山国立公園、そして一部陸上自衛隊の演習場になっています。

鹿追高校生1年生全員を対象にしたカナダ短期留学生と小中高一貫教育を進めるなど特色ある教育を行っています。

さらに環境への取り組みも熱心です。北海道最大級の家畜ふん尿を利用したバイオガスプラントがあり環境に配慮した農業の取り組みや新エネルギー関係の視察が多い町です。

花の町を推進しており、地域全体で花によるまちづくりが進んでおり、環境美化が進んでいます。



オショロコマの亜種「ミヤベイワナ」世界でここだけの魚です。



神秘の湖「然別湖」厳寒期には幻の村が誕生します

鹿追町の然別湖には、ここにしか住んでいないオショロコマの亜種ミヤベイワナが生息し、この区域一体でジオパーク認定の取り組みが行われています。

また、この湖が凍結した厳寒期には幻の村、しかりべつ湖コタンが誕生するなど外にはない観光の取り組みが行われています。

■ 議会基本条例制定までの経緯

「どうすれば議会が住民との合意形成をはかり実効性のある議会活動ができるのか？」

このような疑問に応えるべく、平成21年3月に全議員による議会改革の勉強会を開始したのが議会改革の始まりです。

この年の6月に更に具体的に改革を進めるため「議会改革・活性化等調査特別委員会」を設置し、議員定数、議員報酬、議員の資質向上、委員会等多角的な議会改革の議論を重ねました。

更に、町民との意見交換会を含め、議会はどうか協議した結果、鹿追町議会の目指す姿は、「地方分権化時代に対応した「住民参加型の開かれた、親しまれる分かりやすい議会」との結論にいたりました。

これらを達成するための仕組みとして、2010年4月に町議会の最高規範である鹿追町議会基本条例を制定し一部施行し、2011年5月から全面施行しました。

■ 第三者審議会

鹿追町の議会改革の特徴のひとつが「第三者審議会」の設置です。

第三者審議会は5人の町民で構成され、条例に基づき議員の定数・報酬はもちろん鹿追独自の議会活動のあり方や、議会の活動全般にわたる多様な案件を議長の諮問に応じ審議を行っています。

具体的には、これまでに「議会白書」「議会中継」「議会ホームページ」などについての諮問に対して審議を行い、それぞれ答申をおこなってきました。

この答申をもとに、議会では、議会白書の発行を進め、インターネット中継はコストの安価なユーストリーム中継を導入配信を実施しました。

ホームページは、今回の表彰にあたり、秀逸との評価もいただいておりますが、更なる充実を行っています。

この審議会では、政務活動費の適正な支出、使途等についても審議を行っており、町民目線での政治活動費の評価と助言をいただいております。

鹿追町の政務活動費の取り組みは、議員自らが発想し、調査し、活動する自主的な研修への使途が活動の大半です。また政策提言に繋がる調査の活動もされ、議員の資質向上に成果を挙げています。また、報告書はホームページに掲載されています。

なお、第三者審議会からは、公開性の強いものであることを意識した報告書づくりが議員に指導されています。

■ 住民との直接対話を目的にしたまちなか会議

議会基本条例で制度化した「まちなか会議」を開催し、住民との直接対話を行ってきました。

要望、要請、意見のほか町内での情報過疎や町内活動等の問題、提言もあり非常に意義深いものになっています。



住民からの意見、要望等は議会の委員長会議において、各常任委員会に振り分けを行い、委員会において検討しています。

議会として町に要望、要請するもの、その他諸団体と協議必要なもの等の協議を行い、随時広報紙や直接質問者等への回答・報告を行っています。

昨年は、子どもを対象に「子ども議会」を実施。今年は9地区の老人会を訪問するなど、各年齢層の課題発掘にも努めています。

老人会訪問の経験から、少人数で訪問する形がより深い課題発掘になると感じています。

また「年寄りには情報が来ないぞ」など、新たな課題を発見しました。



「お年寄りには情報が来ないぞ」

■ 子ども議会、サンデー議会、ナイター議会

2007年からナイター議会又はサンデー議会を毎年開催し、広く傍聴の機会を設けています。

2012年は、10年ぶりに子ども議会を開催し、将来を担う町内の小中高生が、鹿追の未来について意見を交わしました。

スポーツセンターの利用時間や地域施設へのパソコン配備等、子どもの一般質問後に迅速に対応された事例もあり、積極的な傍聴及び参画の機会が広く町民にも浸透してきています。



「子どもが使いやすい施設に」

■ 広報広聴常任委員会の設置

議会基本条例の「議会は住民への広報と広聴を重要活動と位置づけ、全力をもって対応する」の規定を受けました。

今までの広報特別委員会を広報広聴常任委員会へと常設化し、更に広聴機能の強化をはかるため、広報部会と広聴部会の2部会制としました。広報広聴常任委員会は議長を除く10人で構成されており、情報発信と情報収集に力を入れています。

議会広報紙の「しかおい議会だより」を年4回、定例会の翌月に発行、迅速化と「手にとってもらおう」ことを意識して作成をしています。

難解なお役所言葉をできるだけ少なくし町民に直接関係する条例、予算等をピックアップし視覚的なレイアウト、読ませる見出しを意識する編集を行っています。

また、一般質問等は要約し、詳細についてはホームページ上で公開しています。

この広報紙を補完するため鹿追議会だよりミニ版を議会だより発行月の翌月に発行しています。

2005年から議会広報紙に対する町民の意見と要望を広く聴取し、広報紙作りに反映させるため議会広報モニター制度を設置。年2回の会議で7人のモニターの意見を聞く場を設けています。



議会ホームページは、基本条例で定めた情報公開するコンテンツ、議会会議日程、議会報告、表決の公表等のほか、議事録、議会だより、政務活動費報告等現在14の項目について閲覧することができます。

本会議・委員会等の開催予定や議会カレンダー等随時更新を行い、新しい情報の配信に努めており、さらに、2012年9月より既存の画像機器を利用してユーストリームによるインターネット配信によるライブ中継も実施しています。

■ 反問権・反論権

質疑応答において、議員と町長等は広く町政の話し合いの争点を明確にするため必要な範囲において反問ができる権利、「反問権」をルール化しました。更に、町の重要課題に係ることで、理解ができないものや、その根拠が明確でないと思われる場合に一定のルールの下で反論ができる「反論権」も規定しました。これらは、論点・争点をより明確にし、議会と町の相互の合意形成を深めるための権利です。

■ 今後の課題と環境づくり

今後は、地域課題をいかに発掘・発見していくかが課題と考えています。

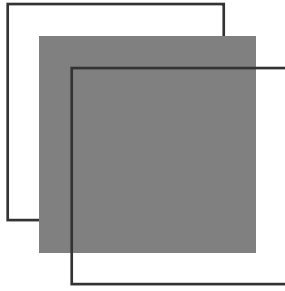
まちなか会議を積極的に開催していますが、議員のOB、老人会等の方々の傍聴はありますが、勤め人、主婦、若い世代の層の議会傍聴機会づくりや、意見をお聞きする場を作らなければならないと感じています。

特に、ゴミ問題や子育ての観点から若い女性の意見をまちづくりに反映させることが重要と思います。

また、若者が、地方政治に感心があり、町づくりの主演としてチャレンジ精神があっても、その力を発揮できる環境がありません。

さらに、議員になりたいと思う若者も少なく、これからの課題はリーダーを養成する環境づくりが必要と考えています。

私たち議会の動きで、地域の幸福感が高まることを願い活動を進めています。



やさしく知りたい議会

ホームページから転載

■□■ 町議会基本条例

議会は、これからの地方自治体の運営にあたり、一翼を担う組織の活動を活性化しなければなりません。議会が二元代表制の一方の機関として、この条例にそってその機能を発揮することにより「住民参加型の開かれた議会」への門扉を開くことになるとの思いで、議会の最高規範である議会基本条例を制定しました。

■□■ 町議会

町議会は、町政の在り方や進め方の基本を決定する機関です。主な仕事としては、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、金額の大きな請負契約締結の議決などがあります。

■□■ 町議会の役目としくみ

■□ 構成

町議会では、町民の直接選挙によって選ばれた議員で構成されています。鹿追町議会の議員定数は11人、任期は4年です。

■□ 定例会と臨時会

町議会には、3月、6月、9月、12月の年4回開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。

■□ 委員会

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会の3つの常任委員会と議会運営委員会、また、特に必要な時に設けられる特別委員会があります。

■ 常任委員会

一定の部門の事務に関する調査及び議案、陳情等の審査を行うため、条例で定めて常設する委員会をいいます。

本町は、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会および広報広聴常任委員会を置いています。

1) 総務文教常任委員会（5人）

- ・選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び監査委員に関する事項
- ・総務課、企画財政課、町民課、瓜蒔支所及び会計管理者に関する事項
- ・教育委員会に関する事項
- ・他の常任委員会の所管に属しない事項

2) 産業厚生常任委員会（5人）

- ・農業委員会に関する事項
- ・農業振興課、商工観光課及び建設水道課に関する事項
- ・福祉課及び国民健康保険病院に関する事項

3) 広報広聴常任委員会（11人）

- ・議会広報紙の発行に関する事項
- ・町民への広聴活動に関する事項
- ・町民とまちなか会議等に関する事項

4) 議会運営委員会（5人）

- ・円滑な議会の運営を期すため、議会運営の全般について協議し、意見調整を図る場として設置されるものです。
- ・議会の運営に関する事項
- ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ・議長の諮問に関する事項

■ 特別委員会

特別委員会は、特定案件を調査・審査するために、議会の議決により設置されます。

1) 基地対策特別委員会（4人）

基地対策に関する調査を所管します。

2) 瓜蒔バイオガスプラント調査等特別委員会（10人）

瓜蒔地区のバイオガスプラント建設に関する調査を所管します。（平成23年6月21日最終報告で終了）

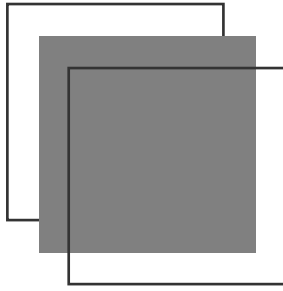
※上記の特別委員会のほか、予算案又は決算審査のため、必要に応じて予算審査特別委員会、決算審査特別委員会が設置されます。

■□ 請願と陳情

町政などに関することは、文書で請願（紹介議員が必要）あるいは陳情することができます。要旨をできるだけ簡潔に書いて提出して下さい。

■□ 議会の傍聴

議会は秘密会を除いて、傍聴することができます。希望する人は、議場へ気軽にお越し下さい。庁舎1階ロビーでは、本議会や委員会（予算審査特別委員会、決算審査特別委員会）のモニター放映も行っています。



委員会活動

■□■ 総務文教常任委員会 委員長 安藤幹夫

総務文教常任委員会ではこの一年、教育行政の充実と、住民生活の安心安全を目指しごみ処理の今後について調査を実施してきました。

小中高一貫教育の取り組みは急速に変化する社会情勢の中、将来を担うこどもの学習環境の整備実現に向けての取り組みのため、教育委員会、各学校長会、鹿追高校進路指導教諭との懇談会実施により、新たな教育行政の在り方にチャレンジ中です。今後行政、教育委員会、地域とともにこどもの学習環境づくりと、合わせて経済効果の上がる町づくりのできる教育行政の取り組みを更に進めていきます。

また、ごみ処理における平成30年完了予定の、最終処分場の今後のあり方について様々な事例と、現場に調査を実施、本町にとって最良となるべく方法を見出せるよう問題、課題を抽出することができました。今後、町民の充実した生活の確保と、安心安全の確保、また環境保全を第一に考え、ごみの減量、再資源化がはかれるよう、関係者、関係団体はもとより住民との懇談ができるよう進めていきます。

■□ 平成24年 総務文教常任委員会 活動日誌

1月18日（水）平成23年1月14日～17日実施の所管事務調査報告書のとりまとめ

- 内容
- ・ 国際理解教育と研究課題校について
 - ・ 新聞教育（NIE）について
 - ・ ゴミ処理施設の運営と取り組みについて
 - ・ 認定こども園の取り組みについて
 - ・ 美術館の運営管理について

◎調査に合わせて、文部科学省、防衛省、日本ジオパークを表敬訪問
意見交換を実施を確認

（まとめ）

- ・ 今後の教育行政について関係者との懇談が必要
- ・ 幼保一元化について 他委員会と合同研修会について協議

2月9日（木）「所管事務調査報告書」まとめ

北海道町村議会主催「議員研修会」について

2月23日（木）3月定例議会に向けての行政説明

- ・ H24年度の主要事業について
- ・ 総務課 ～人事評価について
- ・ 企画財政課～子ども宿泊体験交流、地域間交流について
- ・ 教育委員会～「新地球学」教科書作成

3月7日（水）付託案件審査

「鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の制定について」

（コメント）

- ・ 定住人口増 ・ 経済効果（建設促進） ・ 入居者の生活安定に結びつくことを期待する
- * 原案可決（住民への周知方法等の確認）

4月25日（水）閉会中の継続調査について

1. 小中高一貫教育について
 - ・ 子どもを育てていく地域の責任、教育側と議会の連携が教育環境を高め町おこしになる。
 - ・ 教育委員と委員会が意見交換の場をつくる
2. 幼保一元（体）化について
 - ・ 国の動きを注視、総合アドバイザーのレクチャーを受ける
3. 最終処分場の今後のあり方について
 - ・ 行政側の考えを確認、今年中に視察や検討を重ね、町が25年度に策する計画に影響を与えたい。

5月28日（月）6月定例議会行政説明

- ・ 鹿追町廃屋解体撤去事業補助金交付要綱の制定

（コメント）

- ・ 住民の安心・安全な生活の確保と青少年児童の犯罪防止に結びつくと思える

6月18日（月）所管事務調査事前研修

- ・ 研修の狙い、目的、ポイントを確認

6月25日（月）～27日（水）

- ・ 栗山町ゴミ処理施設視察
- ・ 北海道美唄聖華高等学校 専門学科調査
- ・ 道教委教育長、新しい高校づくり推進室表敬訪問
- ・ 長沼町（グリーンツーリズム）視察

7月27日 議会報告会対応会議

- ・ 廃屋処理事業への確認
- ・ 旧西原環境ロッジと子ども宿泊体験の関連についてなど

（コメント）

- ・ 条例を新たに設置をして実行に移す時には住民への説明責任と周知が重要と思考する。

8月1日 ・新得町・清水町のゴミ処理の実態について現地調査、視察

8月21日・「教育委員」と「常任委員会」の懇談会
・今後の教育のあり方「について

8月4日（土）全国新聞教育研究大会参加 帯広
・ NIE教育の実践を生で感じることができた

8月27日（月）9月定例議会行政説明
・ 神田日勝記念美術館条例の一部改正（案）
町内の他の美術館との共通入場券の発行

9月10日（月）まちなか会議対応会議
・ 町民ホールにおける婚礼時における使用料の減免について、行政側と意見交換
・ 生涯学習について
（コメント）
・ 青年活動はピュアモルトクラブを中心に積極的であるが、町民ホールを中心とした集まる場が必要。高齢者向けに駐車場とホールの距離を近かす必要あり。実現に向けて努力する。

9月18日（火）所管事務調査のまとめ

①栗山町ゴミ処理施設（炭化）について
（まとめ）

ゴミ処理施設に係る処理方式を様々な角度から比較検討する必要がある。

②美唄聖華高等学校の運営について
（まとめ）

鹿追高等学校の将来像を探るべく、人材の育成を更なるレベルアップなど具体的な方策の調査を実施。現在の高等教育を単なる中等教育の延長線上に有ると考えず、進学、就職率100%を期待できる体制づくりと整備が必要である。

③長沼町の子ども受け入れについて
（まとめ）

本町における「都市間子供交流」の実質的な運営方法研究を「鹿追スタイル構築」のため、長沼町を調査。子供たちにとって地域間交流とは何か（学校の授業とは異なる）どんな価値があり、将来どのように役に立つか？「鹿追スタイル」の実施計画には明確な基本的視点を持つことが重要と考察する。

10月31日 町内各学校施設調査の実施など

①小学校5校、中学校2校、幼稚園1園を調査

・ 防災教育の実態について、研究指定校の取り組み状況について。
教育現場における実状を知り、教育委員会との連携により更なる教育行政を進める。

◎まちなか会議「議会報告会」の対応について

声 ～ジオパークが広く町民に理解されていない
情報の開示が必要

対応 ～町の広報などを通じて情報の提供など行政に申し出る

その他 町民ホールのロビーや楽屋控え室の冷房設備について調査。今後更なる調査が必要

1 1月8日 「総務文教常任委員会」「教育委員会」「小中高等学校長」総談会

テーマ 1. 「特別支援教育の現状と課題について」

2. 「いじめ対策の取り組みについて」

3. 「生涯学習における今後について」

(コメント)

・各学校の現状、課題、今後に向けての取り組みについて学校長より説明。実態の把握、家庭、保護者を含めた関係機関との更なる連携を強化する必要があると思われる。

1 1月21日 「鹿追高等学校進路担当教諭」との総談会 (狩野欠席)

・鹿追高等学校進路指導について小中高一貫教育における子供たちの環境とまちづくりに役立つ場をつくることの重要性を認識することで、学力向上や、学校存続に結びつけることができる政策を執行することを継続調査することが必要である。

1 1月21日 12月定例議会行政説明

・長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
・鹿追町暴力団排除条例

12月5日付託審査 12月17日審査報告

その他 ・陸上自衛隊第1空挺団積雪地空挺演習
・鹿追町地域防災委員設置要綱の制定
全地区62人の委員の選任について

1 2月6日 新規条例2件の審査

1 2月11日 町内学校調査の報告まとめ

民間賃貸住宅家賃助成制度の中間状況について企画財政課より説明

■□■ 産業厚生常任委員会 委員長 上 嶋 和 志

かねてより町の課題となっていた、鹿追町の農畜産物を加工して販売するという取組については、前年度よりそれらを志す団体に対し我々委員会も積極的に関与して支援をしてきました。

前年度までは、六次産業化に向けて、それを支援する補助金を得て自前での加工場を建設する計画であった。しかしながら、自己資金の確保や販売先の確保について不安を持ち断念する状況に至っています。

平成 24 年度ワーキングセンターの改修工事が完工したことにより、その施設を利用するという方向で鹿追町の農畜産物の加工販売が始まることとなりました。

今後、委員会として加工品の販売面などにもついても、町民からなる応援組織と共に支援をすることと併せて、この事業が成功することを願うものです。

福祉関係においては、地域での助け合いや声掛けなどを行う活動をする、ボランティア組織の育成をする補助金が予算化されていたが、執行に至りませんでした。

手助けが欲しい人、必要とする人と、人の役に立ちたい人とを結びつける仕組みを作ろうとするための予算であった。金銭の授受や事故の対応などについて難しい課題があるが、必要な事業であるので、今後も委員会として取り組み議論を深めていきたいと思えます。

町道 4 号線、7 号線の整備については通行量も多く路面が凸凹である状況を現地調査により委員会で改めて確認し、町に早期に改善するよう申し入れた。平成 25 年度において改修がされる予定であり、交通安全上の課題が解決に向かうと考えています。

産業厚生常任委員会が所管する事項は多岐にわたるが、所管課や各種の団体と十分な協議を経て、委員みんなの英知を絞り、町民の福祉向上に努めて行きます。

■□ 平成 24 年度 産業厚生常任委員会 活動日誌

2 月 27 日 3 月定例会に向けた行政説明

- * 産業委員会では、前年度より鹿追町の工業出荷高を向上すべく、6 次産業化を目指す団体に対し支援を行っていたが、ワーキングセンターの改修というかたちで実現に近づきつつある。今回、改修部分を含めたワーキングセンターの設置及び管理に関する条例が提案された。
- * 福祉課より 24 年度予算で助け合い、見守りボランティアに対する補助を行う予算が提案される。具体的な運用方法が示されていないとの指摘がある。副町長より、住民の互助の輪を支援したいとの答弁。
- * 議員の兼職（観光協会会長）解消に向けてどのような方向か質す。

3月7日 新規条例付託審査

鹿追町ワーキングセンター設置及び管理に対する条例

- * 販売を目的とした製品を作る場所であると、説明を受ける。
- * 町民に対して製品のPRをするため、応援組織を作るように要望。

鹿追町公園条例の一部を改正する条例

- * 緑町芝生公園を公営住宅建設のため削り、新たに農芸公園を加える。

鹿追町国民健康保険病院事業の剰余金の処分等に関する条例

- * 地域主権改革の第一次一括法の交付による、地方公営企業法の一部改正になり議会の関与が求められることによる。

上記3件の付託案件については、委員会として原案可決とする。

協議 閉会中の継続調査について

福祉施策の状況について

- * 障がい者、高齢者住宅等の現状の把握が大事である。福祉課長より説明を受ける場を設ける。
- * 先進事例として、清水町旭山学園の取り組み状況の視察を予定。

バイオマスエネルギーの利活用と事業化及び運営管理について

- * 稚内バイオエネルギーセンターの取り組みについて、瓜蒔バイオガス調査等特別委員会の視察先にするよう提案する。

各公園整備に伴う観光振興策について

- * 建設水道課より農芸公園（鹿牧場跡地、井戸、遊び場）の整備の状況を聞き取り調査する。

更なる農業振興策について

- * 新規作物（サツマイモ）の栽培状況について農業振興課より聞き取り調査する。

その他所管に関することについて

- * ボランティア組織に対する補助に対して、計画の精度が見えない。又道の駅の将来構想について、2点について今後議論及び調査の対象としたい。
- * 要請のある、コタン実行委員会とのまちなか会議の実行。
- * 然別湖のホテルに対し地場産品をメニューに加える事業に対し補助をしているが委員で昼食を取り確認する。
- * J A鹿追町との懇談を、4月に第9次農業振興計画をテーマとして行う。

5月9日 4月5日開催議会報告会の委員会としての対応

5月28日 6月定例会に向けた行政説明

* オフセットポテトハーベスター導入事業について五ヶ年で30台を予定しているが希望があれば計画を前倒しするよう要請する。

* 乗用全自動野菜移植機の導入事業に、関連してキャベツの収穫機の導入についても考慮して欲しい。

協議

* 馬しか牧場で豚を飼いたいという申し入れがあったが口蹄疫等、防疫の観点から断念した。

* 所管事務調査については、正副委員長で協議して委員会に諮る。時期については、10月初旬とする。

5月31日 6月定例会に向けた建設水道課よりの行政説明

* 5月4日の大雨災害復旧について、災害復旧のみならず抜本的な対策が必要である。

6月8日 新規条例、陳情付託審査

* 鹿追町環境保全センター基金条例

鹿追町環境保全センターの剰余金については、今まで農業振興基金として積み立てていたが、今後鹿追町環境保全センター基金とする。

* 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める陳情書
地方運輸局、運輸支局の充実をはかること。

上記2件の付託案件については、委員会として原案可決、採択とする。

7月27日 議会報告会、JA鹿追町常勤役員との懇談会の対応について

* JA鹿追町の懇談会の内容は、後日、正副委員長にて町長に報告をする。

8月27日 9月定例会に向けた行政説明

* 幼保一元化に向けた、取り組み内容について福祉課より説明を受ける。
協議

* JAとの懇談結果を理事者に報告、その後JA組合長にも報告した。

* そば祭り おふくろさんが出店できないので新しい出店者を募る。

9月12日 商工会とのまちなか会議の対応

10月5日 協議

* 研修について

報告書作成をするので調査場所ごとに担当者を決める。

視察先には、知り合いを通じてお願いをしてほしい。

* 然別園地等視察答申について

答申案とおり町長に提出する。

* そば祭りの対応

今回の祭り（3店舗の出店）を見守りたい。

10月31日 協議

* 議会報告化への対応

* 研修報告書案を精査

* 要望書（道の駅しかおい観光案内委託料の増額について）

主旨については、委員会として同意する。道の駅関係者とのまちなか会議においても、話題とする。

11月19日 現地調査

* 道路について

- ・ 4号、7号、北三線については、通行量も多い。農地再編整備事業で排水路が道路の傍にあり危険を感じるのでガードレールの設置をするように申し入れる。
- ・ 4号、7号道路の凸凹がある場所については、早期の整備を望む。
- ・ 危険と思われる箇所には、防雪柵や標識が必要である。

* かんの温泉

- ・ 町道について現在以上に崩れない対策を。
- ・ 峰越林道の開通が望ましい。

以上の結果は、議長に報告し、全員協議会に諮り議会の意見として町長に報告する。

11月22日 12月定例会に向けた行政説明

協議

* 十字街商店会とのまちなか会議の対応

- ・ 出店者を増やしてほしい。
- ・ 実行委員会に出店している飲食店の代表を加えてほしい。
- ・ そば打ち同好会等の育成をしてほしい。

上記については、そば祭りの反省会において鈴木商工観光課長より委員会の要望として協議をするとのこと。

■ 然別湖畔園地整備について現地調査（町長から意見を求められ答申）

平成24年9月7日午前9時より議会議員で、然別湖畔園地整備について現地調査を実施しました。その後、町長より園地整備のあり方について議会としての意見を求められたので答申致します。

○ 現地調査

平成7年に駐車場及び展望施設階段など園地周辺の整備を行い17年が経過しており、経年変化により劣化が進んでいるところなど課題を確認した。

- ① 階段手すりや転落防止柵が破損している
- ② 雑草、木々の枝葉の繁茂により眺望が阻害されている
- ③ 湖畔へ降りる階段が急で、高齢者や障がいを持っている方が苦勞している
- ④ 湖に流入している川により園地の周遊が難しい

現地調査により上記の問題点を確認した。

さらに湖岸の旧道や遊覧船桟橋、遊覧船案内所の設置場所について調査を行った。また然別湖休養施設（旧北電寮）では保存改修工事を実施したことにより施設の活用が可能になったことが確認できた。

現地調査をふまえ、今後の然別湖畔園地整備について議員間で討議し答申をまとめた。

○ 答申

- i 湖畔へ降りる階段が急であり、園地の周遊についても川に橋が架かってないなど高齢者や障がいを持っている方が苦勞している状況があるので、車いすでも自由に湖畔へ降りて園地を周遊できることが望ましい。
- ii 湖や対岸景観を阻害している木々の枝葉や雑草を除去し、眺望を改善するとともに、芝生の造成を行い湖に土砂が流入する状況を避けることが必要である。
- iii 低い目線から見る湖や対岸の景観は、湖との一体感があり有効な観光資源となりうるので桟橋やデッキなど設置が望ましい。
- iv 湖岸の旧道は、湖岸の散策路として適しており、路面の整備や湖面を眺望できるように雑木、雑草の処理が必要である。
- v 然別湖休養施設（旧北電寮）は保存改修工事がされ施設の活用が可能になったと思われるのでなるべく早い時点での活用が望ましい。

■ 平成 24 年 11 月 19 日現地調査（議会としての見解を町長へ報告）

1. 道路について

・中鹿追の道路について

中鹿追の工事は側溝が深く危険との指摘あり。同様の他の現場では、農作業の影響もあるので希望はないが、中鹿追地区は不特定多数が通る道なので、ガードレールなどの対策が必要である。

・道路の凸凹について

4号・7号の道の凸凹は、オーバーレイなど直す予定があると聞くが、予定の無い場所は、補助金など見つけるなど計画的かつ早期の整備を求めたい。また交通安全対策上の見地と産業通りでもあることから対策は必要である。

・道路全体について

危険箇所や交通事故の多発する場所は、防雪柵などの対策、標識等の対策の計画の早期実現に町は努力してほしい。

2. 然別峡（かんの温泉）について

・町道について

かんの温泉の崩壊現場は、現在以上に崩れないように対応と復旧が必要である。

・峰越林道について

災害対策上も袋小路になっている問題点がある。観光的にも周回的に利用できるようにすることが望ましいので対策に町は努力してほしい。

■□■ 広報広聴常任委員会 委員長 加納 茂

平成 29 年に執行された議会基本条例により広報特別委員会が広報広聴常任委員会となり 2 年が経過しました。

委員会は 2 部会制を設置し広報部会と広聴部会が組織され、それぞれが精力的に活動していますが特に広報については暦年のノウハウがあり 5 人の部会員が読みやすく町民に親しんでいただける広報作りに心血を注いでいます。

また新しく組織された広聴部会では基本条例の大きな柱である“住民との対話”により広く住民の中に浸透し、共に町づくりを議論する議会を目指すとともに、町民皆さんとともに協働による町づくり推進のため各種懇談会、議会報告会が義務付けられており精力的に取り組んでいます。

しかし、まだ町民の中に浸透しきっているとは言えず、まだ思考錯誤の範疇にあります。本年度の開催状況は記載の通りであります。まだ満足できる段階ではありません。本来の目的である町民の中に深く溶け込み、親しんでいただける議会となるにはもう若干の時間を要すると思います。

本年 1 月より各地区老人クラブと懇談会が行われています。今後各地各団体に入り懇談と親交を深めたいと思います。町民と議会の距離が近づき一緒に議論することにより今後自分も議会の一員となろうと考える町民が多く現れることに期待するものです。

■□ まちなか会議

○懇談会

平成 24 年 06 月 30 日 JA 鹿追、常勤役員等との懇談会（7 人）（産業厚生常任委員会）



平成 24 年 08 月 21 日 教育委員等との懇談会（8 人）（総務文教常任委員会）



○議会報告会

平成 24 年 01 月 20 日 第 4 回定例会議会報告会（10 人）（2 会場、議員全員）
平成 24 年 04 月 05 日 第 1 回定例会議会報告会（23 人）（2 会場、議員全員）
平成 24 年 07 月 11 日 第 2 回定例会議会報告会（11 人）（2 会場、議員全員）
平成 24 年 10 月 05 日 第 3 回定例会議会報告会（9 人）（2 会場、議員全員）



○お呼ばれ懇談会

平成 24 年 08 月 24 日 商工会関係者とのお呼ばれ懇談会（16 人）（議員全員）



平成 24 年 11 月 07 日 十字街商店会とお呼ばれ懇談会（10 人）（産業厚生常任委員会）



平成 24 年 11 月 29 日 道の駅しかおい直売会とお呼ばれ懇談会（7 人）（産業厚生常任委員会）

※ 町議会ホームページで公開しています。

「町の声」の対応

7 月分から議会報告会会場の「町の声」は、議会で検討すると共に町側にも報告しました。

● 廃屋処理助成

【助成に関心、きれいな町づくりに期待】

- ・ 花フェスタなどの町内の美化運動が進められているが、雑草延び放題の空き地の適正管理、廃屋が気になる。効果的な政策を継続的に行うことがまちづくりには必要。レベルが上がっていく。

● 旧西原環境ロッジ、子ども宿泊体験関連

【活用に期待】

- ・ 子ども体験は継続していくのか、ロッジの管理はどうするのか、今後の使い道は？ 旧西原のロッジの改修は宿泊の目的は？ どのような規模なのか？ 福原さんから寄付があつたと聞いているが、今後予算はどうなるか？ 情報を町民へ、いい活用に期待している。良いことなので続けてほしい。

● かんの温泉

【地域振興に期待】

- ・かんの温泉の関心が高い。マスコミ報道以外の情報を町民にも流してほしい。インターネット以外にも検討してほしい。商工会、観光協会など民間からの情報も期待している。温泉バスや利用料の補助、交通手段なども期待する。かんの温泉の再開に期待しており、湯治客の対応があるといい。瓜蒔地域の振興のためにもぜひお願いしたい。

● 水資源保全関連

【町取得で保全を】

- ・民有地なら町が取得するべきではないか？

● 環境保全センター・瓜蒔バイオガス関連

【夢のある事業、もっと PR を】

- ・環境保全センター基金案例に瓜蒔バイオガスセンターの余剰金も入れるのか？
- ・新聞記事で瓜蒔バイオガスについて「1メガ、エネルギーを地元で活用」とあったが、具体的に知りたい。議会への説明はあるのか？
- ・施設をもっと上手に使えるアイデアなど、熱の有効活用のアイデアを農業振興課も議員もたくさん出し、箱物（はこもの）作りに終わらないようにしてほしい。可能性ある施設なのでもっと上手に使ってほしい。
- ・前回の議会報告会で「産業廃棄物受け入れで、収支が良好」とあったが、瓜蒔バイオガスでは積極的に受け入れ、将来的な収支を安定的にすることが必要と思う。またそのPRをしてほしい。
- ・町民が悪臭公害の産廃廃棄物の家畜糞尿が無臭化、エネルギー化、有機肥料に変わることなど、バイオの進捗状況を知れば、もっと夢の広がることだ。現時点の進捗情報や、その全体像、未来予想を総合的に知りたい。夢を持てるような宣伝やパンフレットやポスターが必要と思う。
- ・消化液を町民に還元したらどうか。消化液など町民に還元するなど、池田町の還元ワインのようにできないか？ こんな善い物があると町民に知ってもらったら良い。

● 鹿関連

【鹿対策に期待】

- ・新設の捕獲施設が稼働していない。施設の設置場所、方法、対策に矛盾がないか、また、捕獲目標があるのか？新得のサクも稼働していない。
- ・鹿の被害の算定は難しいと思うが被害額ゼロとはどういうことか、また、被害算定基準が100万円以上に異議をとれないのか？
- ・捕獲の実態は写真判定であるので報告頭数に疑問がある、部分の提出を求めることが必要でないか？

■「町の声」

10月分から議会報告会会場の「町の声」は、議会の見解を入れ町側に報告しました。

● 職員の仕事意欲が見えない。町づくりの提言をもっと実施を。

---議会見解。町長に申し出る。

● ジオパークが町民に理解されていないミニ博物館は必要か情報の開示が必要。

---議会見解。ジオパーク協議会で検討・充実を図るように要請。

● 町民ホールのロビーと楽屋控室に冷房設備が必要ではないか。

---議会見解。緊急性・必要性の判断、費用対効果から今後調査が必要である。

● 町民ホール実行委員会の予算の増額を、町内に住んでいる人材を活用して情操教育にむけては。

---議会見解。実行委員会で計画を立てて町に要求を。

● 花火大会は継続的に実施されるか。

---議会見解。実行委員会から町・議会に要望を。議会としても異論は無い。

● 観光協会は町と切り離して事務所を別に置くべきでは。

---議会見解。諸団体との連携（道の駅、十字街の懇談を経て協議）が必要。更に議会として検討する。

● 農家周辺の取り付け間口が狭い。道路に畑から土をあげるので工夫をしてほしい。

---議会見解。町に報告する。

● 1) 今年のそばまつりは出店数が減少。問題が起きないか心配。2) 新得そばまつりは出店が多いので人の流れがスムーズ鹿追は3店で心配。

---議会見解。事前に出店の準備が必要（30分以上待たせない工夫）。実行委員会への申し入れを行う。

● そば祭りのポスターの掲示が遅い。早い時期から検討が必要ではないか。

---議会見解。実行委員会への申し入れを行う。

● ライフラインの整備をお願いしたい。

---議会見解。上下水道の整備は、補助事業を利用して随時更新する事の確認が必要。計画的に整備するか整備計画をたてて整備することを町に申し入れする。

●町道4号、7号線の拡幅工事の必要がある。現地調査を実施してほしい。

---議会見解。町に申し入れ、14線の交差点など町と議会で現地調査を実施する。計画的に整備するか整備計画をたてて整備することを町に申し入れする。

●道道の草刈り、除雪の回数を増やすよう町から要望を上げてほしい。

---議会見解。要請活動を行う。計画的に整備するか整備計画をたてて整備することを町に申し入れする。

●瓜蒔駅舎記念公園にトイレを。

---議会見解。町に伝える。

■□■ 議会運営委員会 委員長 吉田 稔

議会運営の要として議事のスムーズな進行や連絡調整、議長の諮問事項について協議をしてまいりました。さらにこれまでオブザーバーとして参画していた広報広聴常任委員長が委員として加わることで、議会運営の迅速性と情報の共有を図ることができました。住民から寄せられる諸願や陳情やまちなか会議等が出された町政に対する要望などもスピード感をもって適切に対処するように取り組んでまいりました。

議会運営のあり方についての研修と情報交換の場として北十勝議会運営正副委員長会議を持ち回りで開催してきました。この会議を通じ各議会の議事進行手続きや会議案内方法を学びました。

1. インターネットの利用方法、配信システム、初期費用。
2. 本会議での報告方法。
3. 住民への会議等の案内。

良いと思われる方法は積極的に取り入れようと議運で研究し事務局の協力をえながら、インターネットによる本会議のライブ中継や議会ホームページの配信のシステムをユーストリームで運用することとしました。

2の本会議での報告の方法は現在さらに検討中である。

3、住民への会議等の案内方法であるが、役場入口に予定表示板を設置することで来庁者に分かりやすくしました。

●政務活動費

政務活動の申請や報告をチェックするために議長の諮問を受けています。政務活動費を利用した研修の計画書や報告書の提出があった時点で議会運営委員会がその内容について審査をしてきました。これにより政務活動費の支出の妥当性や透明性、議員の資質向上が計られています。

●議会関係者の視察対応

議会関係者の視察研修が1年間で26団体ありました。研修視察の目的はさまざまですが、鹿追町や議会の取り組みが全国の自治団体関係者などに注目されたことであり、全国町村議会議長会の「特別表彰」に繋がったものと思います。

視察研修を希望された団体は無条件で受け入れております。対応する側としては議長以下議会運営委員全員がその任にあたってきました。

今後も議会のスムーズな運営と議長の諮問にこたえることで、鹿追町議会の司令塔としての役割をはたしていきます。

所管事務調査

■□■ 総務文教常任委員会 委員長 安藤幹夫

1. 調査期間 平成24年6月25日～27日
2. 調査項目
 - (1) 栗山町ゴミ処理施設（炭化）について
 - (2) 美唄聖華高等学校の運営について
 - (3) 長沼町の子ども受け入れについて【表敬訪問】
 - (1) 道教委教育長及び新しい高校作り推進室
3. 調査場所
 - (1) 栗山町役場・ゴミ処理施設
 - (2) 美唄聖華高等学校
 - (3) 長沼町役場【表敬訪問】
 - (1) 北海道教育委員会教育長・新しい高校作り推進室
4. 参加者

委員長	安藤幹夫	副委員長	加納茂
委員	川染洋	委員	狩野正雄
委員	山岸宏		
教育長	小林潤		
議会事務局長	黒井敦志	町民課住民生活係長	早川昌映

■□ 栗山町ごみ処理施設（炭化）視察

【調査目的】

我々の生活の便利さが増す毎に、いわゆる「生活ごみ」が増大しつつある中で、本町のこれからの「ごみ処理方法」について、現在の「埋め立て方式」が良いのか「その他の方式」が良いのかを探ることを目的とし、栗山町ゴミ処理施設（炭化）について実態を研修し、ゴミ処理問題の課題解決の方法を探った。

【調査結果】

栗山町は、人口 13,326 人、世帯は 6,604 世帯で第3次産業が 56% を占めている町の「ごみ処理」を行っている。

ごみの増大とその多様なごみの処理について他市町村と変わらぬ悩みを抱えていた。

栗山町の一般廃棄物は、従来焼却せずに全量を埋め立て処理していたのであるが、埋め立て量の減量に苦慮していた。

▼その解決方策として、

1. 資源分別の徹底を図る分別の細分化
2. 中間処理として生ゴミの堆肥化施設の稼働
3. 家庭ごみの有料化

以上の取り組みを行い、さらに資源化を進め、最終処分場の長期にわたる使用を目的に、埋め立てごみの再分別を行い、中間処理としてゴミを炭に処理する「炭化処理」を行った。

栗山町は、近畿大学資源再生研究所との連携のもとに、処分場の延命について種々の検討を進め、町内から排出されるゴミ資源から熱分解処理（炭化処理）による減容方法が安価で将来的には町民の負担軽減に最適と結論となったのである。



炭化により減量化を進めている栗山町を視察

【考察】

現在のごみ焼却法は、焼却により生成されるダイオキシンなどの有害物、塩化水素、亜鉛化窒素、硫酸化合物、悪臭など様々な有毒ガスや汚水が発生すると言われており、これを抑えなければならない様々な問題を抱えている。

これらの除去設備の建設とそのメンテナンスには莫大なコストを必要とする。

また、埋め立て処分場は焼却灰が運ばれその使命は短期になると考えられる。

鹿追町の今後は焼却方式か、非焼却法式か、最終処分場満杯問題と地球温暖化対策、住民の生活環境の視点から長期的展望に立ったごみゼロ社会を目指す事が重要である。

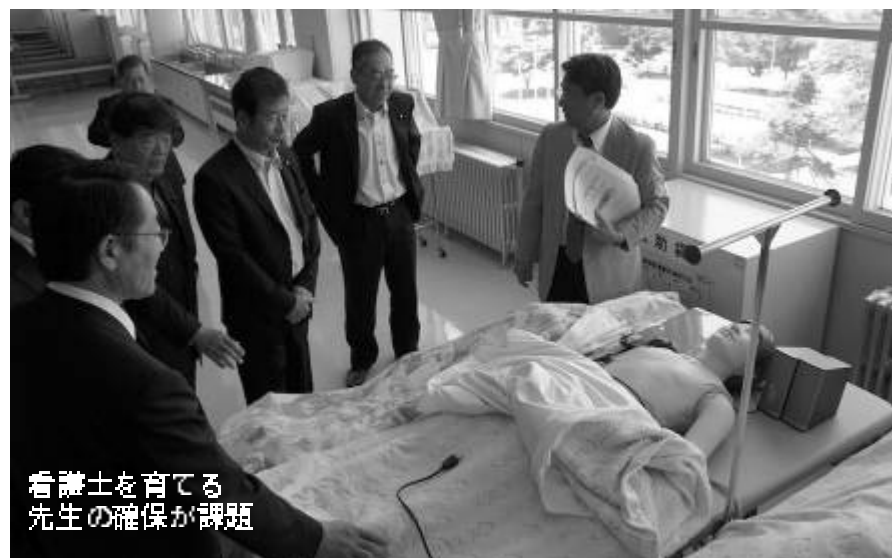
今後、総務文教常任委員会は「ごみ処理施設に係る処理方式の検討」のため、住民の出席を求める「町民意見交換会」を行い、各種の比較検討をする事が重要であり、議会としての“まとめ”を探る必要があると思えるものである。

■ 美唄市 北海道美唄聖華高等学校視察

【調査目的】

北海道立鹿追高校の将来像を探るべく、今社会が要請している人材の育成と更なるレベルアップなど、幅広い高等教育の実施を目指すための具体的な方策を調査した。

【調査結果】



北海道美唄聖華高等学校は、中学校を卒業後入学し5年間で正看護師の免許を習得できる高等教育の場である。全国から募集する事になっており十勝からも学生が在籍していた。

国家試験合格 100%、就職率 100%の社会貢献度、また 100%の高等教育の場であった。

寮生活の子供達もおり、

それなりの悩みもあるようではあるが、学校の存在と寮生活は地元への経済効果に大きなものがある。

【考察】

我が国の人口減少について 2005 年厚生労働省が人口動態統計上初めての人口自然減少を体験した年である。

2060 年には 8674 万人と言う予測もある程で、まさに人口減少世紀を迎えている。

この減少は、国にとっても多くの問題点を提起するだろうが、地方にとっては更に大きな問題点をもたらすことは必至である。

8 千万台に減少すると言うことは 1 都 6 県が消失する規模と言われているからである。

現在すでに鹿追町も人口減少による影響を受けているものである。

地方の高等教育の場である高等学校の存在が困難になってきていると言うことは大きな由々しき問題である。

既に豊かな高等教育のために具体的に教育政策は実施されている所ではあるが次のように思考する。

現在の高等教育機関を単なる中等教育の延長線上に有るものと考えないことで、新たなる発想が出てくるものではないか。

特に大学や短期大学、専門学校などと鹿追高等学校で学んだ分野を更に充実する進学の連携を密に出来る関係を樹立して、進学・就職率 100%を期待できる適切な体制の整備を進めていく必要がある。

■ 長沼町の子供受け入れ視察

【調査目的】

鹿追町における「都市間子供交流」の実質的な運営方法研究と「鹿追スタイル構築」のため、受け入れ実績がある「長沼スタイル」を調査した。

【調査結果】

減反政策など、長沼町の農業経済の不振及び経営者の高齢化による先行きの不安などを解消する方策として、旅館業に関する経営の「特区」として認定を受け、農業者の住宅を改造しないで、宿泊営業可能とし都市の子供達を受け入れている。

発足当時、第三の所得として、当時の農協組合長のリーダーシップによる新しい農業の可能性に挑戦した取り組みである。

長沼町スタイルは、農業のための「グリーン・ツーリズム」であり、農家で体験し学んで交流することである。結果的に農業者の第3の所得になるが、訪問する都市の子ども達にとっては、大変有意義な経験をして帰ることとなり、利益以上に、長沼町ファンを育てていることに着目したい。

しかし、地元長沼町の子供達との交流のメニューは用意されていないことと、特定の家庭に偏ること、家庭の奥さんの負担が大ききことが課題である。

訪問したいという都市の子供達はまた沢山いるようであるが、受け入れ体制が追いついていないようであり、市場はまだまだ拡大している。長沼町では受け入れ農家戸数は200戸余りで、今年度の子どもの受け入れ人数は4500人を超える実績である。

【考察】

近年の情報化氾濫とも言える中で地域の都市化や人口減少がもたらす少子化は、子供の体験活動もまた減少傾向にあるとされている。

都市の子供達ばかりの傾向ではなく地域の子供達にとっても体験・経験が乏しいと言われている時代である事に留意する必要がある。

都市の子供達が農山漁村の自然豊かな地域の体験が必要であれば地域の子供達には、都市生活や職業の体験もまた必要である。

子供達が必要とする体験や経験はそれぞれ異なるので、成長する段階で今子供達が必要とする交流体験活動の機会を創ることが重要である。

子供達にとって、地域間交流とは何か（学校の授業とは異なる）どんな価値があり将来どのように役に立つのかなど「鹿追スタイル」の実施計画には明確な基本的視点を持つことが重要であると考察する。

■□■ 産業厚生常任委員会 委員長 上 嶋 和 志

1. 調査期間 平成24年10月9日（火）～11日（木）

2. 調査地・調査項目

- (1) 富良野市 JAふらの農作業体験施設について
- (2) 士別市 TMRセンター・鳥獣対策について
- (3) 岩見沢市 社会福祉法人クビド・フェアについて
- (4) 恵庭市 花ロードえにわ（道の駅）について
- (5) 千歳市 エア・ウォーター農園について

3. 参加者

議 長	埴淵賢治	副委員長	飯沼新吾
委員長	上嶋和志	台裁征一	吉田 稔
委 員	武藤敦則	農業振興課農政係長	草野礼行
議会事務局長	黒井敦志		

4. 調査の目的及び調査結果

■□ 富良野市 JAふらの農作業体験施設について

【調査目的】

JAふらの農作業体験施設について実態を研修し、農作業体験受け入れの現状を調べ雇い先スタイルのあり方を検討する。

【調査結果】

富良野市では多くの種類の野菜が栽培され、特にミニトマト、メロン、西瓜の栽培は多くの人出を必要とする。同地区では畑作1,000戸のうち200戸が農作業ヘルパーを利用し、毎日50～60戸でヘルパーが働いておりバスでの送迎を行っている。

労賃は時給850円で月に約17万円、労働保険等のほか事業経費として雇用主が一日1,800円を負担している。労働時間の厳守や2年目以降の経験者には熟練手当を支給するなど労働環境を配慮している。

募集は、インターネット、雑誌等を通して行っており、特に、フリーペーパーの効果が高い。紹介料は紹介者に1人5,000円を支払っている。震災後、東北方面からは体験者が集まりにくく、関東、関西方面からも募集をしている。

労働者の確保がJAの課題



この施設を利用した人で地元の農家のお嫁さんになっている人が15年間で20人程と意外と少ない。労働者の多くは農業を志すというよりも、働きながら滞在し、北海道での生活を満喫したいという人が多い。

建設費は約6億円であり、JAが指定管理者となっている。女子80室、男子40室の個室があり寮費は1日840円であり食費は1日1,050円である。食堂や清掃については再委託で行われている。

管理者はJAの職員でありヘルパーと組合員の調整役として苦情相談等で大変な苦勞をしている。対応には優秀な人材が必要である。

この事業により農業はもとより富良野市全体の活性化につながっている。富良野市にとってなくてはならないシステムである。

【考察】

富良野市が現在のスタイルを始めたのが15年前であり、今ほど「派遣」が多くなかった頃で、当時、野菜、果樹の栽培の労働力確保に苦勞をしており、民間では労働力の確保が難しかったのが背景にある。

この施設の建設により、労働力の確保が充実し、富良野農業は拡がりを見せている。雇用の多い作物は、ミニトマト、メロン、スイカ、アスパラである。また、工場など集出荷施設への労働需要もある。

鹿追町での施設活用については、ワーキングホリデーや、学生の短期農業研修などの利用が考えられるが、活用できる経営形態の検討が必要である。付加価値を高める加工施設があれば長期雇用も可能である。

鹿追町の農業は、酪農家を中心に農家従業員として多くの外部からの雇用労働者によって支えられている。畑作は自家労働力が基本であるが、春の植え付けや秋の収穫時には外部からの雇用者に依存する場面もある。

今後、新規作物の導入などで集約的な農業を行っていく場合、このような施設があれば労働力が安定的に確保でき、新たな産業育成につながる可能性があると考えた。

■□ 士別市 TMRセンター・鳥獣対策について

【調査目的】

士別市のTMRセンター・鳥獣対策について実態を研修し、鹿追町のTMRセンターの運営と鳥獣対策の今後の展開を研修する。

【調査結果】

① TMR センター

(有)ディリーサポート士別は酪農家の過重労働の軽減や酪農経営に貢献できるTMRの供給を目的として平成13年11月に設立された。建設時には鹿追町のコントラ事業を視察して参考にしている。

士別市には50数戸の酪農家があるがそのうちの半数近くの23戸によって構成されている。JAや行政の支援も得られず、この地域でこれから生き残っていくための選択として、TMRを選択。一緒にコントラや哺育・育成事業も行っており、農業者自らが考え事業化に成功している。

当初の事業費は5億円であり国の畜産振興対策事業により50%の補助を受けており、TMRは経産牛、育成牛などに分けて4種類に統一し製造されている。

平成23年度はデントコーン330ha、草地720haを肥培管理し3万4,300ト

ンのTMRを生産し、740頭の哺育、育成牛の預託事業も行っているほか、酪農家の新規就農希望者や後継者に対する研修農場を計画しているなど、士別市の酪農を牽引している存在である。



生き残っていくためにTMRを選択

② 鳥獣対策について

士別市では、有害鳥獣の駆除、ヒグマ箱わな設置、エゾ鹿駆除費として80万円で猟友会に業務委託をしている。さらに鹿駆除は1頭1万円の助成を行なっている（エゾ鹿はH22年から）。また狩猟免許の取得助成6万円、わな猟免許の取得助成1万円も行っているなど、鳥獣対策の環境整備が充実している。

エゾ鹿による農産物の被害は増加の一途をたどっていた。H21年の被害額は約6,100万円であり、H22年度捕獲頭数約1,250頭、H23年度は約1,660頭を駆除し、駆除により農畜産物の被害額は現状維持となった。形態は、駆除をして処理するまで全面的に市の猟友会に業務委託している。特に200頭以上駆除する名ハンターがいる事など、人材発掘も光るものがある。

予算は市の負担と各事業に中山間事業の補助で対応。H24年度は「鳥獣被害緊急総合対策事業」の要望を検討中である。

現在は捕獲したシカは最終処分場の一角に埋め立て、その際に頭数を確認しているが、新たな方法の検討として農地への埋却、発酵菌での減容化、焼却（他町で鹿1頭燃料費等1万円位）もあるが経費が課題である。

【考察】

① TMRセンター

同施設は、飼料作物の栽培管理、収穫調整及びTMR（粗飼料と濃厚飼料等を適切な割合で混合し、乳牛の養分要求量に合うように調製した飼料）を供給するものである。

J A鹿追町においてもその設立が計画されているところであるが、個体乳量のアップや酪農家の労働力や機械設備投資の低減が見込まれることから大変有効な施設であると思われる。しかしその設立には多額の資金を要するため、補助金の導入などに鹿追町のサポートが欠かせない。

②鳥獣対策について

本町においてもこれからも狩猟者の育成、くくりワナによるエゾ鹿の捕獲、頭数の現物での確認方法等検討している。

最終処分は全道で数ヶ所に焼却処分場を作り広域での対応を考え、対策を急がねばならないと考察する。

鹿追町においてもエゾシカを中心とした有害鳥獣の被害は毎年増加傾向にあり、深刻な状況である。

士別市においては駆除の報償費を 22 年度より引き上げるにより捕獲頭数が飛躍的に増加している。この事象を見る限りにおいては、鹿追町においても捕獲後の処分方法と報償費を早急に検討する必要があると思われる。

また近年、猟銃所持の規制強化やハンターの高齢化により猟友会のメンバーが減少してきているので狩猟免許やワナ猟免許の取得に対しての助成も検討していかなければならない。

■□ 岩見沢市 社会福祉法人クビド・フェアについて

【調査目的】

岩見沢市の障害者・高齢者の方々の意欲経験を活かし地域社会に貢献できる施設を研修し鹿追町での今後のあり方を検討する。

【調査結果】 クビド・フェアは就労移行支援事業・就労継続支援A型、B型事業・生活介護事業・自立訓練事業など、障害就労系施設を運営する社会福祉法人である。この法人ではこの他、特別養護老人ホーム、通所介護サービスセンター、居宅介護支援事業や診療所などの 7事業所 1診療所を運営している。



障害に応じた労働を提供

就労事業ではミニチュアベアリングの組み立て、IT事業、LEDを使った野菜工場、オリジナルの福祉機器の開発などたくさんの授産事業を行っている。

重度障害者の社会参加のために、地域、企業と連携し活力ある活動の場を提供し社会、経済、文化に貢献することを目指している。

【考察】

クビド・フェアは様々な授産事業を行っている。身体障害、知的障害を持たれている方がお互い助け合い作業をしていた。障がい者が働くことにより社会に参加し貢献できる喜びを与えることをその法人の理念としている。

近年、社会福祉法人の多くが多角的な経営を行っているが、それは診療所や老人ホームの事業収入によって施設収入の不足を補っていると思われる。

クビド・フェアでは、赤色LEDを使った野菜工場でベビーリーフやリーフレタスの栽培を行っている。水耕栽培であり近年、学校給食や病院食にはO157などの感染の恐れなどから、生野菜の使用が難しいところであるが極めて清浄なことからその需要が増えているとのことである。

鹿追町においても熱源にバイオプラントの余剰熱を利用する水耕栽培での野菜栽培を「授産事業」として視野に入れて検討することが必要であると考察する。

■□ 花ロードえにわ（道の駅）について

【調査目的】

地域情報の発信のあり方や道の駅運営の今後の展開を研修する。

【調査結果】

恵庭市は道央圏に位置し、一日 33,000 台もの車両が通過する国道 36 号線があり通過するだけの町となっていた事から道の駅を建設する運びとなった。

道の駅のコンセプトとして恵庭のイメージチェンジを図ろうと、花・川・緑など自然と農業を活かしたまちへと発展させ、ありきたりの道の駅ではなく、恵庭の特性を活かした道の駅を目指している。

また、行政依存型ではなく指定管理者による自主運営管理による健全経営を図っている。

市からの指定管理料は無く、赤字の保証はしていない。環境美化対策として花については市民からサポーターを募集し季節に合わせて協同で定植している。

また、地元企業には花バスケットに企業名を入れてPRすることにより、オーナー料で花の管理の一部にしている工夫もあり、さらに約 1ha ある芝についても直営での芝刈りを行っている。

19 年にオープンした農業者主体の直売所は約 75 名の協議会を作り独自に運営をしている。会員から販売手数料として 25%となっていたが経営内容が順調で販売実績がよく 15%に減額している。

収益確保のためには、徹底的にお客様のニーズを把握しそれに応えるため道の駅独自の商品の開発、フードメニュー開発、ベーカリー充実等で高収益の確保に取り組んでいる。

23年度では恵庭観光協会は一般社団法人として登記し、市から独立経営をしておりその実績は直営部門で約1億3千万円、農産物直売所で約2億7千万円、計約4億円の売上がある。当初借入していた4千万円の借入金は既に返済し、年間運営経費約3,000万円を支払い、320万円の黒字を出し順調な経営である。

観光インフォメーションは行政からの派遣により協会とは別に行っている。

この道の駅の建設や運営のあり方については恵庭市議会で3年間の議論の下にできたもので、今回の研修にあたって説明を頂いた岡田宏一氏は、当時の経済部長であり、今はこの観光協会の専務兼事務局長で、その思いを引き継いで運営に当たっている。



道の駅は冬の厳しい時に地元の方々に支えられている

【考察】

本町においても、道の駅は鹿追町の観光の発信、物産の販売拠点とし、町の玄関口であり来訪者のニーズに応じて行くように、道の駅の配置・施設規模・施設の内容・取扱業務・品目構成・運営者の権限と責任の明確化・等々運営管理のあり方等全般的な見直しを図り、より一層の活性化が必要と考察する。

■□ 千歳市 エア・ウォーター農園について

【調査目的】

農業に参入し水耕栽培を進めている事業所を研修し、新たな農畜産物の展開で町施設の有効活用を検討する。

【調査結果】

エア・ウォーター農園は、2009年に設立された農業法人で千歳と長野県安曇野市でトマトとベビーリーフを栽培しており、カゴメからトマト、エスピー食品からベビーリーフの栽培委託を受けるほか、自社ブランド品を生産している。年間生産量はトマト約1,000トン、ベビーリーフ34トン、リーフレタス20トンで2012年度の売上高4億円を目指している。小林社長によると「農

作物は工業製品とは違い、生きているもので優しく可愛がって上げることが大切で、農産事業では一攫千金はありえず、ロスをなくし一つ一つ積み上げるとのことが重要である」と熱く語っていた。

この施設は当初の「オムロン」が撤退し、次に「田園クラブ北海道」そしてエア・ウォーター農園が3度目の施設運営となっており、3年目の取り組みで、燃料コストの削減等により黒字経営の見通しが立ってきた。ハウス内は厳重な防疫管理システムで衛生管理に気を遣いハウス内に雑菌の侵入を防いでいる

最先端の栽培技術や研究と愛情を込めた栽培でワンフロアのハウス7haのトマトは順調に生育していた。トマトは一度移植したのから300日間も収穫するもので栽培管理は最善の注意を払っており、茎の長さは15mにもなる。

栽培管理から収穫・選別・小売の袋詰め・出荷等のシステム化を図り100人程の人が仕事をしている状況は活気があり地域貢献に繋がっていた。また商品は、大手の販売ルートを確認し引っ張りだこのことである。



喜ばれる商品づくりと販売ルートの確保が重要

【考察】

本町においても萁や萁苗栽培、さつまいも、生菜等の栽培や商品化に向けて研究しており、鹿追の立地条件（土地、気候、バイオエネルギー）を活かし、専門的見地からの人材の確保、大学や研究機関と共同し、高品質、高収益の作物栽培を模索し、商品化を図る事は、雇用労働力の確保と合わせて鹿追町の活性化に繋がるものである。

販売ルートの確保については、商品開発と合わせて重要なことであり、零細な事業では当初から有力な販売ルートを確認することは困難である。農産物の流通は、消費者ニーズもあり農産物でありながらも商品の規格統一が難しい事は、高コストとなり結果的には小売価格が高くなっているのが現状である。

まずは地元での販売からスタートし、地域の消費者に喜んで買ってもらえる商品こそが、結果的に地元からも支援協力が得られ、事業の継続発展に繋がるものと考察する。

■□ 研修全体の考察

この度の所管事務調査では、各研修先での対応者はその事業に自信と誇りを持った説明が印象的であった。さらに視察先に対して事前に人脈を通してお願いしてあったことにより、充実した内容の研修となり、人脈のネットワークの重要性を痛感した。

研修先の各事業には、それぞれキーマンとなる人物が、情熱を注ぎ新しい事業を積極的に取り入れて、良好な事業展開をしており、人材が成果を挙げる大きな要素であると感じた。

また、恵庭の道の駅の「冬の厳しい時期こそ地元の人に支えられている」との発言に代表されるように、各研修先における事業（事務）展開は、地域や住民（利用者・消費者）の要望に応え喜ばれることで、地域からの理解や協力支援が得られ、さらに事業が継続発展している。

今回の所管事務調査から「鹿追町での事業展開や課題解決は、人材育成と発掘、そして地域の理解・共感である」と提言し全体の考察としたい。

■□■ 瓜蒔バイオガスプラント調査等特別委員会委員長 上嶋和志

1. 調査期間 平成24年7月4日（水）～5日（木）

2. 調査地・調査項目

（1）（有）デリバリーフィードセンター名寄（バイオガスプラント）について

（2）稚内市バイオエネルギーセンターについて

3. 参加者

議長	埴淵賢治
委員長	上嶋和志
副委員長	安藤幹夫
委員	川染 洋・吉田 稔・加納 茂・狩野正雄 飯沼新吾・台裁征一・山岸 宏・武藤敦則
議会事務局局長	黒井敦志
農業振興課補佐	浅野富夫・耕地整備係長 樽山敏行

4. 調査の目的及び調査結果

【調査目的】

鹿追町では、平成19年度に環境保全センターを整備し、バイオガスに係る家畜糞尿の処理を行い、エネルギー生成、消化液（有機質肥料）製造を実施している。現在、瓜蒔地区からの要望を受けて、瓜蒔バイオガスプラントの建設検討を進めていることから、他町村の先駆的な取り組みを学び、知識の習得と実践に向けた事例を研修する。

■□ （有）デリバリーフィードセンター名寄（バイオガスプラント・TMRセンター）

【調査結果】

（有）デリバリーフィードセンター名寄は、名寄市朝日地区にて平成14年10月に構成員4戸1法人（現在は8戸1法人）で設立されTMRセンターを運営している。

現在、飼料作物約610haの栽培管理、収穫調整を行い乳牛600頭分のTMR（粗飼料と濃厚飼料等を適切な割合で混合し、乳牛の養分要求量に合うように調製した飼料）を配合し4トントラックにてバラ結で各酪農家に毎日配送している。TMRは、乾乳用1種類、搾乳用は酪農家の要求に合わせて4種類製造している。



餌は酪農家の要求に対応

TMRセンターの設立以降、乳量が飛躍的に伸び乳飼比（生乳販売収入に対する購入飼料費の割合）が下がり経営の改善に寄与しているとのことである。

また、労力が軽減され特にご婦人から好評を得ているそうである。

平成22年に畜産環境整備事業により建設費約2億5千万円をかけバイオガスプラントが建設され4戸の酪農家から牛糞尿、パーラー排水43.7t/日を受け入れ平成23年2月に稼働を開始した。バイオガスの利用は3台の温水ボイラーの燃焼に利用し牛舎内のパーラーやバイオガスプラント内にて利用されている。

現在余剰ガスが全体の35%ほどありボイラーで熱交換し排熱している。デリバリーフィードセンター各寄では余剰ガスの活用は考えてないがプラント設置業者が今後、発電機を設置し売電する予定である。

消化液は液体肥料として、TMRセンターの圃場に還元され、飼料用作物への肥料として活用されている。

■□ 稚内市バイオエネルギーセンター

【調査結果】

稚内市は、市民の環境に対する意識を高めるため環境都市宣言を行っており、風力発電や太陽光発電等、新エネルギーを積極的に推進している。さらに、家庭から排出される生ごみの処理は、最終処分場で埋立てしていたが、最終処分場の寿命を延ばす事を目的に稚内市バイオエネルギーセンターが設立され、メタン発酵することにより埋め立てごみを減容化するとともに、メ



稚内の施設は環境配慮型の施設

タン発酵から得られるバイオガスによりエネルギー回収を行うことで地球温暖化ガスを抑制するシステムを備えた、環境配慮型の施設として設立された。

下水道汚泥、水産廃棄物等についても、併せて処理を行うことが出来、処理能力は一年間で約7,300tと、稚内市内で発生する生ごみをほぼ全て処理することが可能とのこと。

発生したバイオガスは、8機25kwのコージェネ発電機、ガスボイラー、生ごみ収集車の燃料として活用されている。得られた電力（1,230MWh/年）は敷地内の電力を賄うと共に、余剰電力は最終処分場へ供給、売電する予定である。

また稚内市バイオエネルギーセンターは、PFI方式（公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法）により民間資金の活用と民間事業者により管理運営を行っているのが特徴的である。

【考 察】

- 1) TMRセンターは酪農家にとって個体乳量のアップや労働力、機械設備投資の低減が見込まれることから大変有効な施設であると認識した。
- 2) 名寄では、消化液の散布にトラクター牽引のタンカーによりスプラッシュプレート式散布（消化液を圧力によりノズルから射出し、反射板に当てて分散させる）が行われていたが鹿追で行われているバンドスプレッタ方式（消化液を数十本のホースに分配し、地表付近で流下させる）より大変迅速に行われていた。臭いと施肥量の正確さに課題はあるが散布時間は、格段に短い。鹿追町での検討が必要と思考する。
- 3) 稚内でのコ・ジェネ発電機は、国産が使われていた。現在国内メーカーでは大容量の発電機は開発途上であるが維持費やメンテナンスについては海外製より優位になると思われるので将来については国産も視野に入れることが必要であると思ふ。
- 4) 稚内市バイオエネルギーセンターでのPFI方式は、建設や維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術力などを活用して行うものであり可能であれば鹿追町でも検討することが重要であると思ふ。
- 5) 以上のことから我町ではバイオガスパラントの余剰熱エネルギーを活用した作物栽培など雇用の創出する事を思考する。



民間との連携で管理運営

政務活動費

地方分権の進展に対応した地方議会の活性化をはかるため、鹿追町議会では平成 23 年度から政務調査費の制度を導入しました。議員の調査研究に資するための経費の一部として交付されますので、その目的にそわない場合は認められません。（平成 25 年 3 月に政務調査費は政務活動費に名称変更されています。）

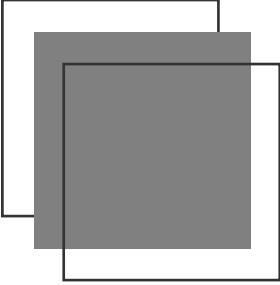
鹿追町議会では、申請方式により審議され、必要と認められた事案に対して議員 1 人あたり月額 12 万円（月額 1 万円）が支給されます。政務活動費の支出については、全ての支出にかかわる領収書等を添付し内訳を明確にするとともに厳格な収支報告が義務づけられています。

政務活動費は、鹿追町議会政務活動費の交付に関する条例第 9 条により、鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会に意見を求めるなど、第三者の視点で“声”をいただいているのが鹿追町の特徴です。

平成 24 年度政務活動費一覧

	① 総務グループ 7/28～29	② とことん政策 研究会 10/18～17	③ とことん政策 研究会 1/30～31	④ よつば会 2/18～29	⑤ 政策研究会 2013.3/21～22	計
支給額	144,448	125,845	273,430	309,706	177,890	1,031,319
▼議員区分						
加納 茂	72,224		40,796			113,020
安藤幹夫	72,224		40,796			113,020
川染 洋		41,949			55,963	97,912
狩野正雄		41,948			65,964	107,912
上嶋和志		41,948	63,946			105,894
埴淵賢治			63,946		55,963	119,909
吉田 稔			63,946			63,946
飯沼新吾				77,426		77,426
台哉征一				77,426		77,426
山岸 宏				77,426		77,426
武藤敦則				77,428		77,428

※ 町議会ホームページで公開しています。



第三者審議会

○ 鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会

鹿追町議会では「鹿追町議会基本条例」を制定し、鹿追町の豊かで住み良い、発展するまちづくりのために、議事機関の議会は、行政執行機関である町と二元代表制の下で地方分権の責任を持った役割を果たしながら、町民の福祉向上に視点を当てた行政推進を担う等迅速に実践しています。

特に、議会改革におきましては、町民参加及び町民との連携を図るべく「まちなか会議」によって、町民と議員が町政全般にわたり懇談や意見交換並びに議会報告会等の機会を積極的に展開しています。

そこで鹿追町議会では、町民参画により議会活動の着実な推進を図るべく、第三者審議会を平成 22 年 12 月 22 日に設置することになりました。

そして、委員を公募し、23 年 9 月 9 日に第 1 回の会議を開催し、24 年 2 月には、住民参加を基本とする議会活動の今後のシステムのあり方等について審議会に諮問しています。

また、鹿追町議会政務活動費の交付に関する条例第 9 条により、政務活動費について、審議会の意見を求めています。

— 諮問 —

- (1) 議会白書について
- (2) 議会中継のインターネット発信について
- (3) 議会ホームページについて

— 答申 —

町民が必要としている町づくり、その町づくりへの推進、実現を担うのは「行政執行者」であり、行財政運営をチェックしながら具体的政策を決定し行政執行者とタイアップを図る「議会」である。

町民は選挙を通して、住民の生活環境の向上と安心・安全で住み良い町づくりのために「行政執行者」とともに「議会議員」を選んでいる。

一人でも多くの町民に議会活動が理解され、議員活動に支持・応援を得るためにも、常に時流に即応した議会改革を旨に住民参加ができやすいシステムを構築することが肝要である。そして、議会改革は、開業に行うものではなく、また、ただ単に他に追随することでなく、町づくりや町民福祉向上のために議会活動が円滑で活性化されるか効果を考え、鹿追町議会独自であっても積極的に推進実行していくことが求められる。

その観点からこのたび諮問された各課題について、次のとおり答申する。

(1) 議会白書について

議会及び議員は4年の任期が与えられており、その中で何をやったのかが問われ総括をしなければならないが、その経過中の1年ごとの議会活動として何をやったのか、何ができなかったのか、そのための問題点は何であったのか、そして今後どう対処しようと考えているのかを示していくことは、町民に“議会は何をやっているのか”との疑問への説明責任を果たしていくことになる。

そのためにも「議会白書」の発行が、活動実績報告と今後の方策を表明する重要な方法・手段になり得ると考える。

内容は町民に分かり易く次のことが網羅されていることが望まれる。

- ・ 議会活動の総括～活動の評価、課題、方策。
- ・ 執行事項（町政）、内容のチェックと執行機関との関係。
- ・ 町民の信頼に応え、議会としての判断はどうであったのか。
- ・ 議員の意思表示の明確化。

(2) 議会中継のインターネット配信について

議会公開の一の方策として、インターネットによって議会の模様が生中継配信されることは、議場に来られない方々へリアルタイムな提供と録画によっても視聴ができることにより情報の収集と利用が図られることになる。

また、議場の公開がより住民に身近になることによって、議員が意識を持つこととなり資質と能力の向上、職責の遂行促進にも期待ができる。

インターネットの配信は、適宜、効果測定と住民反応を把握し、評価・検討することが必要である。インターネットの配信の最大の目的は見てもらうこと、利用されることであることから、アクセス数が一つのバロメーターになるので、判定基準を定めて時々検証し内容の更新や必要性の有無を判断すべきである。

設備経費についても、現有の設備を有効活用し最小限の経費を持ってスタートし効果を図っていくことが望まれる。

以上のことから、議会中継のインターネット配信については、条件が整い次第早期に整備を図られるべきものと判断し答申する。

(3) 議会ホームページについて

IT時代（Information Technology、情報技術、情報産業）における議会活動では、インターネットで情報の提供、発信、収集等が行われることから、ホームページ（HP）の開設・作成が必要不可欠となっている。

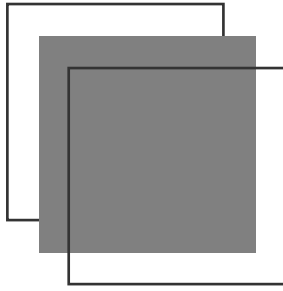
知りたい状況と情報、それを知り得る方法、手段に何があるのか、その一つのツールにホームページがあり、簡単に情報等入手でき、その普及と利用は日常化している現状にある。

議会ホームページ開設の考え方に「町一体型」と「議会単独型」とがあるが、町民も町外者もアクセスするには町の情報収集から入っていくのが大半だろうし、そこに議会のコマンドがあることでアクセスできるし、ちょっと見てみようかと誘導効果も考えられることから「町一体型」が望ましいと考える。

また、HPの管理維持費用も単独開設よりも低コストで済む。

実際に鹿追町のHPから鹿追町議会をクリックすると、議会に関わる多種の情報項目が列記されており十分な情報を得ることができる。

従って、現行の議会ホームページのあり方を継続、充実していくことに努力をしてもらい、情報の提供は常にフレッシュでなければならず、そのための管理方法に十分なる留意を持った対応を期待する。



もっと知りたい鹿追町議会

月刊誌「議会人」提出原稿

1. 議会改革の取り組み

議会改革の取り組みは、鹿追町議会基本条例を柱に、次の通り規定化されている。

○議会基本条例

「議会が見えない」という住民の声に、「どうすれば議会が住民との合意形成をはかり実効性のある議会活動ができるのか」、2009年3月に全議員による議会改革の勉強会を開始し、更に具体的な議論を行うべく議会改革・活性化等調査特別委員会が2009年6月に設置され、「定数」、「報酬」、「議員の資質向上」、「委員会」等多角的な議会改革の議論を重ねてきた。更に、3回の町民との意見交換会を含め、議会はどうか協議。鹿追町議会の目指す姿は、地方分権化時代に対応した「住民参加型の開かれた、親しまれる分かりやすい議会」、また少数による「精鋭議会」の達成が町民に求められる議会との認識のもと、2009年12月に議員定数を2人減の11人とし、その上でこれを達成するための仕組みを2010年4月に町議会の最高規範である「鹿追町議会基本条例」として制定し一部施行し、2011年5月から本格施行を行った。

○第三者審議会(鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会)

第三者審議会は5人の町民で構成され、条例に基づき議員の定数・報酬はもちろん鹿追独自の議会活動のあり方や、議会の活動全般にわたる多様な案件を議長の諮問に応じ審議を実施。現在まで①議会白書②インターネット中継配信③議会ホームページについて諮問。議会では答申を受け、議会白書については次年度の発行に向け検討、インターネット

中継はコストの安価なユーストリーム中継を導入配信の実施。ホームページは更なる充実を行っている。また、政務活動費の適正な支出、使途等についても審議を行っている。

○反問権・反論権

質疑応答において、議員と町長等は広く町政の話し合いの争点を明確にするため必要な範囲において反問ができる権利、「反問権」をルール化した。更に、町の重要課題に係ることで、理解ができないものや、その根拠が明確でないと思われる場合に一定のルールの下で反論ができる「反論権」も規定した。これらは、論点・争点をより明確にし、議会と町の相互の合意形成を深めるための権利である。

○政務活動費(2013年3月名称変更)

地方自治法に基づき、議会議員の調査研究に必要な経費の一部を交付する政務活動費の公開と活動状況の報告を基本条例で義務づけ、前述の第三者審議会での審議を実施している。議員自らが発想し、調査し、活動する自主的な研修への使途が活動の大半であるが、政策提言に繋がる調査の活動もされ、議員の資質向上に成果を挙げている。現在まで7グループによる政務活動が報告され、その内容、支出内訳はホームページで閲覧することができる。

○議決事項の追加

地方自治法第96条第2項による議決事項として、鹿追町の将来あるべき姿を明らかにするための基本構想及び総合計画、行政運営上重要かつ町民の福祉向上に密接に関係する計画について追加している。

○議会への重要政策等の説明

町長が提案する重要な施策を審議する場合に、その政策水準を高めるために説明及び資料を要求できる。

2.住民との直接対話

まちなか会議

議会基本条例で制度化した「まちなか会議」を、懇談会、報告会、およばれ懇談会、意見交換会、議会報告会に区分し、条例施行の2011年5月以降、12回の懇談会、5回のおよばれ懇談会、8回の議会報告会、計25回の「まちなか会議」を開催(2013年3月現在)し、住民との直接対話を行った。要望、要請、意見のほか町内での情報過疎や町内活動等の問題、提言もあり非常に意義深いものになっている。住民からの意見、要望等は議会の委員長会議において、各常任委員会に振り分けを行い、委員会において検討。議会として町に要望、要請するもの、その他諸団体と協議必要なもの等の協議を行い、随時広報紙や直接質問者等への回答・報告を行っている。

◎まちなか会議の意見要望に対する対応2012年(例)

- 予算化された要望、意見
 - ・活き生き商品券(町内購買券)の発行
 - ・年末大売出しへの補助
- 新年度に向けての事業要請
 - ・花火大会の継続
- 委員会で調査し報告書として提言した要望
 - ・ごみ最終処分場
 - ・TMRセンター
 - ・有害鳥獣問題
- 継続的に調査、検討する事項
 - ・消防の広域化
 - ・道の駅しかおいの将来的な体制づくり

子ども議会、サンデー議会、ナイター議会

2007年からナイター議会又はサンデー議会を毎年開催し、広く傍聴の機会を設けている。2012年は、10年ぶりに子ども議会を開催し、将来を担う町内の小中高校生が、鹿追の未来について意見を交わした。スポーツセンターの利用時間や地域施設へのパソコン配備等、子どもの一般質問後に迅速に対応された事例もあり、積極的な傍聴及び参画の機会が広く町民にも浸透してきている。

3. 情報公開

しかおい議会だより

議会広報紙の「しかおい議会だより」を年4回、定例会の翌月に発行、迅速化と「手にとっでもらう」ことを意識して作成をしている。難解なお役所言葉をできるだけ少なくし町民に直接関係する条例、予算等をピックアップし視覚的なレイアウト、読ませる見出しを意識し、議会報告会等のまちなか会議や町民の意見等積極的に紹介する編集を行っている。また、一般質問等は要約し、詳細についてはホームページ上で公開している。(町内全戸配布)

鹿追議会だより 2版(2広報)

しかおい議会だより発行月の翌月に発行、年4回。しかおい議会だよりを補完する形で「委員会の活動報告」を主に編集を行っている。(町内全戸配布)

議会広報モニター制度

2005年から議会広報紙に対する町民の意見と要望を広く聴取し、広報紙作りに反映させるため議会広報モニター制度を設置。年2回の会議で7人のモニターの意見を聞く場を設けている。

広報広聴常任委員会の設置

議会基本条例の「議会は住民への広報と広聴を重要活動と位置づけ、全力をもって対応する」の規定を受け、従来あった議会広報特別委員会を広報広聴常任委員会へと常設化し、更に広聴機能の強化をはかるため、広報部会と広聴部会の2部会制とした。広報広聴常任委員会は議長を除く10人で構成される。

議会ホームページ

議会ホームページは、基本条例で定めた情報公開するコンテンツ、議会会議日程、議会報告、表決の公表等のほか、議事録、議会だより、政務活動費報告等現在14の項目について閲覧することができる。本会議・委員会等の開催予定や議会カレンダー等随時更新を行い、新しい情報の配信に努めている。また、2012年9月より既存の画像機器を利用してユーストリームによるインターネット配信によるライブ中継も実施している。

4. その他

議会改革の軌跡（最新情報順 ホームページから転載）

- 2013.03 「政務調査費」を「政務活動費」に名称変更しました。
- 2013.02 平成24年度全国町村議会特別表彰を受けました。
- 2012.12 本会議において公聴会の開催、参考人の招致ができるようになりました。（規則改正）
- 2012.09 議会インターネット中継（ユーストリーム）を開始しました。
- 2012.08 子ども議会を開催しました。
- 2012.06 議会掲示板（議会日程等）を庁舎入口に設置しました。
- 2012.04 議会カレンダーをホームページに掲載しました。
- 2012.02 委員会招集通知を携帯のメールで実施。スピード化、共有化を図りました。
- 2011.12 議会HPをリニューアルしました。直接議会で更新できるようになりました。

- 2011.12 議会から町へ 5 つの提言を実施
- 2011.09 ナイター議会を開催。第 6 期議会広報モニター制度スタート。
- 2011.09 初の「第三者審議会」を開催
審議員 5 人が決定しました。議員の定数・報酬はもちろん鹿追独自の議会活動の在り方等議長の諮問に応じ審議を行います。
- 2011.09 基本条例に基づく初の「およばれ懇談会」を開催
「まちなか会議」の一環として町商工会と初の「およばれ懇談会」を行いました。
- 2011.07 基本条例に基づく初の「議会報告会」を開催
町議会基本条例に定めた「まちなか会議」の一環として定例 6 月議会の報告会を 7 月に、町内の 2 カ所で行いました。報告会は、毎定例会開催月の翌月に行われます。
- 2011.05 基本条例に基づく初の「懇談会」を開催
「まちなか会議」の一環として農産物の 6 次化を目指すワーキンググループと初の「懇談会」を行いました。
- 2011.05 議会基本条例の本格施行
- 2010.12 第三者審議会を条例化
- 2010.09 サンデー議会を開催。第 5 期議会広報モニター制度スタート。
- 2010.06 政務調査費、議会広報広聴常任委員会を条例化
- 2010.06 議会広報紙、全道コンクールで入選。
- 2010.04 議会広報紙をリニューアル。
- 2010.04 「議会基本条例」の制定
町議会の最高規範として「議会基本条例」を制定。
開かれた議会、住民参加型の議会、町民への説明責任を果たすため次の事を決めました。
・議会報告会や各種懇談会を「まちなか会議」として開催します。
・議員の政策の調査や研究を政策提言に繋げる「政務調査費」を設けました。
・議員の定数や報酬及び議会のあり方など議会全般を審議する「第三者審議会」を設置しました。
・町長と議会との議論の争点を明確にするため「反問権・反論権」を定めました。
・議会基本条例を一部施行し、翌年 5 月に全面施行と決めました。

- 2010.03 「議会改革・活性化等調査特別委員会」調査報告
- 2010.01 常任委員会の名称と所管の変更
「産業常任委員会」を「産業厚生常任委員会」に、「総務常任委員会」を「総務文教常任委員会」に名称を変更するとともに、病院と福祉の関係を産業厚生委に所管代えをしました。
- 2009.12 議員定数を2人減の「11人」に。議会改革・活性化等調査特別委員会で継続的に協議されてきた「定数」について議員発議により定数11人の案が可決されました。
- 2009.11 議会ミニ広報紙をリニューアル。
- 2009.10 「議会のあるべき姿とは」町民との意見交換会
議会運営委員会で「議会基本条例」の制定を前提に、意見交換会(3回)を開催
- 2009.09 第4期議会広報モニター制度スタート。
- 2009.09 「議会基本条例案」の作成
議会改革・活性化等調査特別委員会の協議と並行して議会運営委員会で「議会基本条例案」を作成。
- 2009.06 「議会改革・活性化等調査特別委員会」を設置
地方分権時代に対応した新たな町議会の活性化を目指すために、いかに町民の理解を得ながら議会としての役割を果たしていくのかを調査。
議会議員の「定数」、「報酬」、「委員会構成」、「議員の資質」等、議会改革の具体的な議論を始めました。16回開催されました。
- 2009.03 「議会改革」に向けた議員勉強会を開催
全員協議会の場で議会改革に向けた勉強会を開催しました。現在まで勉強会は継続しています。

一般質問

平成 24 年 3 月定例会（3 月 14 日）

順番	氏 名	質 問 の 標 題・骨 子（ポイント）
1	狩野正雄	○自然体験留学制度の実績と課題について 1. この制度の評価と課題は 2. 来年度の子定者数と鹿追高校進学率 3. 中学 2 年生までとする理由は 4. この制度のすばらしい特徴は
2	武藤敦則	○更なる地域活性化を・・・国の政策の活用について 1. 地域おこし協力隊の活用は
3	台哉征一	○「自然体験留学制度」のこれからは 1. 施設の改修・改築の計画は 2. 関係者の住宅の確保は
4	山岸 宏	○新規採用職員や若手職員に対する職員研修の更なる充実について 1. 若手職員の地域参加を促すためにも研修を 2. 活力あるまちづくりのために研修を
5	飯沼新吾	○行政区（町内会）の地域交流活動に対する支援策は 1. コミュニティ活性化のための施策を 2. 自治会活動の支援は

平成 24 年 6 月定例会（6 月 14 日）

順番	氏 名	質 問 の 標 題・骨 子（ポイント）
1	狩野正雄	○水資源の保全と水源周辺の土地利用について 1. 原野となっている土地の所有者に対する指導 2. 保安林制度を活用し、水源かん養林に 3. 道と連携した水資源の保全策 4. 民有林等の土地所有者の情報把握
2	加納 茂	○原発停止による節電要請、町の対応は？ 1. 公共施設での節電と、各家庭での節電の方法と周知の対応は
3	飯沼新吾	○今後も然別川を活かした町づくりについて 1. 今後も然別川を活かした町づくりは 2. 鮭の稚魚の放流については 3. 清流日本一の看板の設置

平成 24 年 9 月定例会（9 月 12 日）

順番	氏 名	質 問 の 標 題・骨 子（ポイント）
1	狩野正雄	<p>○ 然別湖周辺の観光施設整備と利活用策について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 然別湖園地整備についての計画の概要 2. 然別湖休養施設修繕工事の進捗状況と今後の利用計画 3. 景観を活かした湖水散策路の整備計画は 4. 山田温泉とかんの温泉を結ぶ峰越線の再開見通しは
2	加納 茂	<p>○ ジオパーク認定に向けたエントランス施設について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ジオパークのためにミニ博物館の要件を備えた施設を 2. 地球学の一環として観光の側面を持たせた教育施設に
3	飯沼新吾	<p>○ 職員の提案制度の更なる充実に・・・</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員提案制度の更なる充実は 2. 優秀な提案に対する評価表彰は

平成 24 年 12 月定例会（12 月 12 日）

順番	氏 名	質 問 の 標 題・骨 子（ポイント）
1	狩野正雄	<p>○ 冬期災害時の対応について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民が自助として普段から準備しておく事は 2. 共助として地域や防災組織のあり方 3. 公助としての災害装備品の備蓄や防災協定の状況は
2	飯沼新吾	<p>○ 史跡、名所の保存活用に対する検討の経過は・・・</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年 9 月に一般質問した史跡等検討のその後について 2. ジオパークとの関連について 3. 現状と今後の考え方について